

「ハイリスク妊産婦交通費助成事業」のお知らせ

一関市では、ハイリスク妊産婦の方に対し、妊婦健診・分娩のため入院した日・産婦健診(産後概ね1か月後の健診までに限る)に係る交通費等の助成を行い、安心して出産できるよう支援をします。対象通院以外の交通費等は対象外です。

★対象となる方★ 市内に住所を有する方で、①・②のどちらにも該当する妊産婦

- ① 産科医療機関で医療費に「ハイリスク妊娠管理加算」「ハイリスク分娩管理加算」が算定される方又は相当する疾患を有する(*1)と医師が認める方
- ② 岩手県又は宮城県内の周産期母子医療センター(*2)で健診を受けている方

★対象健診等★ 母子健康手帳の交付を受け、周産期母子医療センターで妊婦健診を受けた日から分娩のため入院した日まで、及び産婦健診(産後概ね1か月後の健診までに限る)

★対象経費★ 妊婦健診・分娩のため入院した日・産婦健診(産後概ね1か月後の健診までに限る)のための通院に係る交通費。これ以外の通院は対象外です。
(電車・バス・タクシーの利用に伴う料金、自家用車で高速道路を使用した場合の高速道路使用料)



※岩手県及び宮城県の周産期母子医療センター以外へ通院した場合の交通費は対象となりません。また、対象通院と関係のない用件のために使用した交通費も対象になりません。

★助成額★ 1回の分娩あたり 50,000円(上限) ※多胎の場合も1回とします

★申請方法★ 提出書類を、こども家庭課おやこ健康係又は東部・北部健康推進室の窓口へ提出してください。申請期限は、対象の健診等の受診日から1年以内です。

★提出書類★

- ① 妊産婦交通費助成金交付申請書(様式第1号)
- ② 領収書(電車・バス・タクシー・高速道路使用料)
- ③ 母子健康手帳

※ 鉄道・バス利用の場合は、料金表等で金額を確認します。

※ 高速道路使用料は、ETCを利用した場合、利用したことがわかる書類(写し)を提出願います。

※ タクシーの領収書にはボールペンで発着地を記載してください。



*1 ハイリスク妊娠・ハイリスク分娩に相当の疾患を有する者

- 妊娠 22 週から 32 週未満の早産(早産するまで) 妊娠高血圧症候群重症の患者
 前置胎盤(妊娠 28 週以降で出血等の症状を伴う場合に限る)
 妊娠 30 週未満の切迫早産の患者であって、子宮収縮、子宮出血、頸管の開大、短縮又は軟化のいずれかの兆候を示しかつ以下のいずれかを満たすものに限る。
- ⑦ 前期破水を合併したもの
 ⑧ 羊水過多症又は羊水過少症のもの
 ⑨ 経膈超音波検査で子宮頸管長が 20 mm 未満のもの
 ⑩ 切迫早産の診断で他の医療機関より紹介または搬送されたもの
 ⑪ 早産指数(tocolysis index)が 3 点以上のもの
- 多胎妊娠 子宮内胎児発育遅延 胎児に何らかの疾患が認められた者
 心疾患、糖尿病、甲状腺疾患、腎疾患、膠原病、特発性血小板減少性紫斑病、白血病、血友病
 出血傾向のある状態(いずれも治療中のものに限る)
 当該妊娠中に帝王切開術以外の開腹手術(腹腔鏡による手術を含む)を行った患者または行う予定のある患者
 精神疾患(当該保険医療機関において精神療法を実施している者又は他の保険医療機関において精神療法を実施している者)であって当該保険医療機関に対して診療情報が文書により提供されているものに限る)
- 40 歳以上の初産婦 分娩前の BMI が 35 以上の初産婦者
 常位胎盤早期剥離 双胎間輸血症候群
 早産歴(妊娠 22 週～妊娠 36 週までの出産歴)がある者

*2 【岩手県内の周産期母子医療センター】

(R6.4.1 現在)

- 岩手医科大学附属病院 県立中央病院 盛岡赤十字病院 県立宮古病院
 県立久慈病院 県立大船渡病院 県立二戸病院 県立中部病院
 県立磐井病院 北上済生会病院
- 【宮城県内の周産期母子医療センター】
- 仙台赤十字病院 東北大学病院 県立こども病院 東北公済病院
 仙台市立病院 仙台医療センター 気仙沼市立病院 大崎市民病院
 石巻赤十字病院

【お問い合わせ先】

- | | |
|-------------------------|----------------|
| こども家庭課おやこ健康係(一関保健センター内) | ☎ 21-5409(係直通) |
| 東部健康推進室(千厩支所内) | ☎ 53-3952 |
| 北部健康推進室(大東支所内) | ☎ 72-4087 |